

目 次

議案番号	件 名	頁
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 8 号) について)	1 資料 4
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について)	2
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について)	8
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	1 0
承認第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 1 号) について)	1 2 資料 5
承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 2 号) について)	1 3 資料 6
議案第 3 0 号	令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算 (第 3 号) について	資料 7
議案第 3 1 号	御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	1 4
議案第 3 2 号	御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例制定について	1 5
議案第 3 3 号	御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 6
議案第 3 4 号	西中学校外構整備工事請負契約の締結について	1 7
議案第 3 5 号	市道路線の廃止について	1 8
議案第 3 6 号	市道路線の認定について	1 9

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 3 7 号	市道路線の変更について	2 0

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御殿場市一般会計補正予算（第 8 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 6 号

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

御殿場市税賦課徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第

17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項を第18項とし、同条第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1と

する。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「規定の受ける」を「規定の適用を受ける」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１７条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第３項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める。

附則第１８条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２６条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第８２条第１号エの改正規定及び附則第４条第１項の規定（この条例による改正後の御殿場市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第１７条第３項に係る部分を除く。） 令和５年７月１日

（２）第３４条の９第２項並びに第３８条の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第４１条、第４４条、第４７条、第４７条の２及び第４７条の６の改正規定並びに附則第１５条の２の２の改正規定（同条第４項中「１００分の１０」を「１００分の３５」に改める部分に限る。）及び附則第１７条第３項の改正規定並びに次条第１項並びに附則第４条第１項（新条例附則第１７条第３項に係る部分に限る。）及び第３項の規定 令和６年１月１日

（３）第３６条の３の２の改正規定及び次条第２項の規定 令和７年１月１日
（市民税に関する経過措置）

第２条 前条第２号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２ 新条例第３６条の３の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき御殿場市税賦課徴収条例第３６条の３の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第17条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の御殿場市税賦課徴収条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 7 号

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市都市計画税条例の一部を改正する条例

御殿場市都市計画税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 15 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第

9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の御殿場市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 15 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市専第 8 号

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

御殿場市国民健康保険税条例（昭和 31 年御殿場市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「28 万 5, 000 万円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5, 000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう）」に改める。

附則第 3 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に改める。

附則第 4 項、第 5 項、第 7 項から第 10 項まで、第 13 項及び第 14 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の御殿場市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 1 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 2 号）について、別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

議案第 31 号

御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

御殿場市道路占用料徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（この条において「1 占用物件の占用料の額」という。）」を削り、「これを切り捨て、1 占用物件の占用料の額が 100 円未満であるときは、100 円とする」を「これを切り捨てる」に改める。

第 4 条中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

（12）同一敷地内の占用料の合計額が 500 円未満のもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の占用料の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日前の占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第 32 号

御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市河川管理条例の一部を改正する条例

御殿場市河川管理条例（昭和 46 年御殿場市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「（この項において「1 占用物件の流水占用料等の額」という。）」を削り、「100 円未満」を「1 円未満」に、「100 円に切り上げ、1 占用物件の流水占用料等の額が 500 円未満であるときは、500 円とする」を「これを切り捨てる」に改め、同条第 4 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）同一敷地内の流水占用料等の合計額が 500 円未満のもの

第 17 条第 5 項中「前項」の次に「第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流水占用料等の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る流水占用料等について適用し、同日前の占用期間に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

議案第 33 号

御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

御殿場市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

御殿場市下水道事業の設置等に関する条例（平成 30 年御殿場市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「3 万 3, 5 4 0 人」を「3 万 2, 0 6 0 人」に改め、同項第 3 号中「1 万 5, 2 0 0 立方メートル」を「1 万 5, 3 0 0 立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

西中学校外構整備工事請負契約の締結について

西中学校外構整備工事請負契約について、次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年御殿場市条例第 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

- | | |
|-------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 西中学校外構整備工事 |
| 2 契 約 の 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契 約 金 額 | 495,000,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 御殿場市中畑 652 番地の 55
株式会社カツマタ建設
代表取締役 勝間田 賢治 |

議案第 35 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、次のとおり市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1042号線	御 殿 場 市 仁 杉 5 8 7 番 3 地 先	御 殿 場 市 仁 杉 5 8 9 番 1 地 先	
3592号線	御 殿 場 市 中 山 2 1 番 6 地 先	御 殿 場 市 中 山 4 3 番 6 地 先	
5066号線	御 殿 場 市 中 畑 1 2 5 9 番 7 地 先	御 殿 場 市 中 畑 2 4 4 8 番 地 先	
5068号線	御 殿 場 市 中 畑 1 1 9 8 番 2 地 先	御 殿 場 市 中 畑 1 1 8 4 番 1 地 先	
5069号線	御 殿 場 市 中 畑 1 1 8 0 番 4 地 先	御 殿 場 市 中 畑 2 4 6 9 番 地 先	
5072号線	御 殿 場 市 中 畑 9 6 7 番 1 地 先	御 殿 場 市 中 畑 9 6 7 番 1 地 先	
5135号線	御 殿 場 市 中 畑 9 0 8 番 1 地 先	御 殿 場 市 中 畑 2 2 3 0 番 地 先	
5145号線	御 殿 場 市 中 畑 2 3 2 6 番 地 先	御 殿 場 市 中 畑 2 3 2 0 番 地 先	

議案第 36 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2203号線	御 殿 場 市 仁 杉 5 9 5 番 1 地 先	御 殿 場 市 仁 杉 2 8 7 番 9 地 先	
2204号線	御 殿 場 市 仁 杉 3 4 3 番 1 8 地 先	御 殿 場 市 柴 怒 田 7 2 番 2 地 先	
4607号線	御 殿 場 市 川 島 田 3 4 5 番 4 地 先	御 殿 場 市 川 島 田 3 1 9 番 1 地 先	
4608号線	御 殿 場 市 川 島 田 3 1 0 番 7 地 先	御 殿 場 市 川 島 田 3 1 0 番 7 地 先	
5368号線	御 殿 場 市 中 畑 2 2 6 7 番 地 先	御 殿 場 市 中 畑 2 2 6 9 番 地 先	
7579号線	御 殿 場 市 柴 怒 田 4 0 番 5 地 先	御 殿 場 市 六 日 市 場 4 1 8 番 1 地 先	
7580号線	御 殿 場 市 柴 怒 田 7 9 番 1 地 先	御 殿 場 市 柴 怒 田 3 2 番 1 地 先	
7581号線	御 殿 場 市 柴 怒 田 1 番 1 3 地 先	御 殿 場 市 六 日 市 場 3 9 9 番 9 地 先	
7582号線	御 殿 場 市 柴 怒 田 1 8 番 1 地 先	御 殿 場 市 仁 杉 1 4 1 番 1 地 先	

議案第 37 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2、3 項の規定により、次のとおり市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日 提 出

御殿場市長 勝 又 正 美

路線名		起 点	終 点	重要な 経過地
3193号線	旧	御 殿 場 市 中 山 3 2 番 1 地 先	御 殿 場 市 中 山 4 7 番 5 地 先	
	新	御 殿 場 市 中 山 3 2 番 1 地 先	御 殿 場 市 中 山 2 0 番 3 地 先	